

くらしの安心情報

情報ファイル NO.224

令和3年3月10日

一人暮らしの高齢な母親が、配置薬業者の訪問を受け、高額な健康食品を購入していました。解約できるでしょうか…。

相談内容

【相談者 50代 女性】

一人暮らしの高齢な母親が、5日前に、常備薬の補充のために自宅を訪問した配置薬業者から高額な健康食品を購入していました。母は、「薬の補充後に、思ってもいなかった高額な健康食品の勧誘を受け、断れずに購入をした」と言っています。解約できるでしょうか…。

対処方法

配置薬を補充する定期訪問の際に、高額な健康食品を勧誘されたという相談が寄せられています。

・ 相談者には、訪問を受けた時に、思ってもいなかった健康食品を勧誘され購入してもクーリング・オフ()できる場合がありますので、母親と一緒に販売業者に申し出るように助言しました。

() 訪問販売の場合、契約書面を受取った日から8日以内であれば無条件で契約解除ができます。

クーリング・オフ期間が過ぎていても、勧誘方法や契約内容に問題があれば解約できる場合があります。

・ 健康食品が不要なら、きっぱりと断りましょう。できれば、高齢者が一人で対応しないで、家族など周りの人に同席してもらいましょう。

日中、家族が不在の場合や、一人暮らしの場合には、民生委員、地域住民などに見守りをお願いしましょう。

・ 家族など周りの人は、高齢者の家に頻繁に訪問してくる人がいないか、家の中にたくさんの未開封の品物や不明な契約書がないかなど、日頃から気を配りましょう。

不審に思ったり、万一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。

(消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」)



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

ご相談は... TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890